

令和6年第2回東松山市教育委員会会議録

| | | | | |
|-------|--|--------|-------------|------|
| 招集告示 | 令和6年2月9日 | | | |
| 招集期日 | 令和6年2月19日 | | | |
| 開会の場所 | 総合会館3階 302会議室 | | | |
| 開閉の日時 | 令和6年2月19日 午前9時から 令和6年2月19日 午前11時40分まで | | | |
| 議長 | 吉澤 勲 教育長 | | | |
| 出席委員 | 教育長職務代理 | 稲垣 孝章 | | |
| | 委員 | 田中 純一 | | |
| | 委員 | 利根川 澄子 | | |
| | 委員 | 寺田 浩之 | | |
| 会議出席者 | 学校教育部長 | 小林 強 | 生涯学習部長 | 柳沢知孝 |
| | 子ども家庭部長 | 神庭法子 | 生涯学習部次長 | 田島信子 |
| | 子ども家庭部次長 | 田島裕之 | 教育総務課長 | 橋本光能 |
| | 学校教育課長 | 久保田慶一 | 生涯学習課長 | 上 敏文 |
| | スポーツ課長 | 山口 勉 | 子育て支援課長 | 大石和夫 |
| | 保育課長 | 阿部康裕 | 学校給食センター所長 | 須澤 理 |
| | 市立図書館長 | 厚木秀夫 | 埋蔵文化財センター所長 | 佐藤幸恵 |
| | 教育総務課副課長 | 千代田章男 | 教育総務課主事 | 若松春良 |
| 書記 | 教育総務課 若松春良 | | | |

日程第1 開会

教育長 ただ今から令和6年第2回東松山市教育委員会会議を開会します。
なお、本日は傍聴の申入れがございます。教育委員会会議規則第14条により「教育長の許可を得て傍聴することができる」ということになっておりますが、本日は、議案第6号から議案第8号までが人事に関する案件、また、議案第9号及び議案第10号が予算に関する案件でございますので、これらの案件は非公開とし、それ以外の部分を公開することで許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

委員 [異議なしとの声あり]

教育長 それではそのように傍聴を許可します。また、非公開とした案件についての会議録は公表いたしません。

(傍聴人 入室)

教育長 本日の会議は、議案第6号から議案第8号までが人事に関する案件、また、議案第9号及び議案第10号が予算に関する案件であるため非公開とします。それ以外については傍聴を許可することといたしますので、傍聴人は、傍聴人規則に従って傍聴されるようお願いいたします。

日程第2 会議録の承認

(令和6年第1回東松山市教育委員会会議録の承認)

日程第3 議事

教育長 これより議事に入ります。議案第1号「東松山市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 (議案第1号について説明)

教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。本件につきまして、何か質疑はございますか。

稲垣職務代理 コンビニ収納を開始することについて、メリットと併せて心配な点があれば教えていただきたいと思います。

教育総務課長 コンビニ収納を行うことで時間の制約なく納められることがメリットです。また、心配な点は今のところ特にありませんが、コンビニ収納の手数料は金融機関と比べると多少高額であります。なお、学校給食費については、今までどおり口座振替による納付を原則として推進したいと思います。

稲垣職務代理 手数料はどの程度違いますか。また、学校給食費の未納の状況を教えていただければと思います。

教育総務課長 手数料については1件当たり、口座振替が11円、コンビニ収納が55円掛かります。未納の状況については、学校給食費の全体の収納額が約3億円で、1%の300万円弱が徴収できていない状況です。現在、教育総務課職員全員を収納担当とし、督促の電話や訪問を行っています。

教育長 公会計化となり、学校の負担はなくなりました。

田中委員 手数料は市が負担しますか。

教育総務課長 そのとおりです。

田中委員 口座振替の申請方法を教えてください。

教育総務課長 口座振替は、保護者が申請用紙を直接金融機関へ提出します。

田中委員 コンビニ収納の支払方法を教えてください。

教育総務課長 口座振替は、一度申込みを行えば毎月自動で引き落とされますが、コンビニ収納では、月ごとに発行される納付書により支払うこととなります。また、納付書のバーコードを読み取ってスマートフォンアプリにより支払うこともできます。

田中委員 コンビニ収納により便利となった分、手数料はどのくらい増えると想定していますか。

教育総務課長 既に全体の8割程度の方が口座振替を申し込んでおり、積極的にコンビニ収納へ切り替えるよう案内はしていません。原則、納付書払いの方にお知らせする予定ですので、大きな

支出の差はないと認識しております。

田中委員 現段階で納付書払いの方のみが対象になりますか。

教育総務課長 現段階で納付書払いの方のほかに、口座振替で残高不足等により納付書で支払っていただく方についても対象となります。

教育長 他にございますか。ないようですので、質疑を終了します。

教育長 議案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 [異議なしとの声あり]

教育長 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

教育長 次に、議案第2号「東松山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」及び議案第3号「東松山市教育委員会庶務規程の一部を改正する訓令制定について」は関連がありますので一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 (議案第2号及び議案第3号について説明)

教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。本件につきまして、何か質疑はございますか。

利根川委員 1点目は、市史編さん室が終了し、文化芸術推進室が設置される経緯について教えていただきたいと思います。

2点目は、文化芸術について、東松山市文化芸術推進条例に則して施策を総合的かつ計画的に行っていただきたい中で、文化芸術を通して子供たちの豊かな心と感性を育むために、学校教育はどのように関わっていくのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

生涯学習課長 1点目の文化芸術推進室につきましては、市民活動に彩りを与え、子供たちの豊かな心と感性を育む文化芸術活動を、これまで以上に推進していきたいため設置するものです。東松山市史につきましては、2月末に完成する予定で、来年度の市制施行70周年記念式典に併せて販売します。

学校教育課長 2点目の文化芸術につきまして、これまでも学校教育という立場から様々な関わりを持って進めておりますが、今まで行ってきた取組を、より強いこだわりを持って進めていければと思います。

稲垣職務代理 組織の名称が変わることは、組織の理念を周知するよい機会と捉えていますが、このことに対してのお考えをお聞かせください。

子ども家庭部長 こども基本法が今年4月に施行されることに伴い、「子ども」が全て平仮名表記となりました。法第2条の定義では、今までの漢字の「子供」は年齢が18歳や20歳までなどと決められていましたが、平仮名では「心身の発達の過程にあるもの」として、一定の年齢による上限を設けておりません。今までの条例等の中で漢字が使われていますので、少しずつ平仮名で表現するよう整理していきたいと考えています。

利根川委員 48ページにある「子ども・子育て支援施設」の記載はどのように整理しますか。

子ども家庭部長 国の内閣府令にある基準の名称をそのまま引用しております。

寺田委員 こども基本法の関係で、業務が増えてくると考えられますが、子育て支援課の職員数は増員されますか。

子ども家庭部長 来年度、子ども家庭部としましては、子ども家庭センターが新しく設置され、人員の配置も変わります。

子育て支援課長 こども家庭センターの職員体制については、所長が1名、母子保健と児童福祉を担当する統括支援員が各1名、児童福祉担当が8名、母子保健担当が12名、計23名を予定しております。現在の子育て支援課と健康推進課の合計21名の職員体制に、保健師2名が加わり、23名となります。

教育長 他にございますか。ないようですので、質疑を終了します。

教育長 議案第2号及び議案第3号については、原案のとおり可決するこ

とにご異議ございませんか。

委員 [異議なしとの声あり]

教育長 異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

教育長 次に、議案第4号「東松山市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 (議案第4号について説明)

教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。本件につきまして、何か質疑はございますか。

寺田委員 高齢者部分休業制度を開始する年齢について教えてください。

学校教育課長 学校職員の高齢者部分休業につきましては、60歳を迎えた職員で定年延長された部分までとなります。

利根川委員 60歳を過ぎた方は、再任用職員なのでしょうか。

学校教育課長 61歳が定年退職となります。従来は60歳定年の際に、再任用短時間勤務ということが可能でした。定年延長になると本来はフルタイムでの勤務となりますので、短時間勤務ができなくなってしまうことに当たっての制度となります。

稲垣職務代理 権利としてはよく分かるのですが、学校運営する側からすると、権利を行使されたときに誰かを必ず補わなければいけません。この点に関してサポートできることはありますか。埼玉県内でも教頭が担任をしている学校が増えてきていますが、そのような対応となるのでしょうか。

学校教育課長 高齢者部分休業は、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で取得することができるようになっております。県の制度として後補充で非常勤職員を配置することができますので、穴を開けないようにしたいと思います。

稲垣職務代理 学校は苦勞されていると思いますので、教育委員会が後補

充の職員を探して配置できるよう努力していただきたいと思っています。

田中委員 現在、東松山市で管理職の教員が担任を持っている学校はどのくらいありますか。

学校教育課長 年度当初から管理職の教員を担任に配置している学校はありませんが、病休や産休、育休の関係で、やむを得ず教頭を担任に配置している学校が1校ございます。

教育長 他にございますか。ないようですので、質疑を終了します。

教育長 議案第4号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 [異議なしとの声あり]

教育長 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

教育長 次に、議案第5号「令和6年度東松山市教育行政の重点について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

教育総務課副課長 (議案第5号について説明)

教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。本件につきまして、何か質疑はございますか。

稲垣職務代理 1点目は、参考資料の4番目、「子どもたち」「児童・生徒」「本人」を内容によって使い分けているとありますが、書き手側が使い分けているのであって、読み手側にとって分かりやすいかについて考えてほしいと思います。条例や法令等によって「児童・生徒」「子ども」と使い分けていることがあることを記載しないと、読み手の立場になっていないと思いました。

2点目は、19ページの「質の高い学習機会」について、参考資料の19番目の回答内容を基に、例えば「専門性の高い講座を実施するなど優れた学習環境や学習内容を提供したいとすることなど」を追加して記載するとよいと思います。

教育総務課長 1点目の使い分けについて、事務局で使い分けている例もありますが、様々な要素が混在しています。県の教育振興基

本計画においても、「子供」や「児童・生徒」が散見されます。注釈を入れるなど、本会議の中で対応方法を整理していただきたいと思います。

稲垣職務代理 文章で注記することが難しければ、実際に校長会で事務局から口頭で説明して、学校が混乱しないようにするとよいと思います。

教育長 「子供」の使い方について、校長は文章を作るときに何を基準にしているのかについてこだわると思います。明確な基準はおそらくないため注釈を付けづらいですが、区別できるところは区別して、明確にすることが難しい箇所は、文脈によるところもあることを校長会で示していきます。

生涯学習課長 2点目の「質の高い学習機会」につきましては、そのように修正させていただきたいと思います。

教育長 他にございますか。ないようですので、質疑を終了します。

教育長 議案第5号については、指摘のあった点を修正して可決することにご異議ございませんか。

委員 〔異議なしとの声あり〕

教育長 異議なしと認め、議案第5号は修正して可決いたしました。

教育長 ここからは、予算及び人事に関する案件となりますので、傍聴人は一時退室をお願いします。また、議案第6号及び議案第7号については秘密会といたしますので、一部職員については退席をお願いします。暫時休憩します。

(傍聴人・一部職員 退室)

(議案第6号から第10号までは非公開案件のため、議事録も非公開です)

【以下、非公開案件】

【以上、非公開案件】

(傍聴人が帰られたため再入室なし)

教育長 次に、報告第1号「東松山市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

子育て支援課長 (報告第1号について説明)

教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。本件につきまして、何か質疑はございますか。

教育長 ないようですので、以上で報告第1号を終了します。

教育長 次に、報告第2号「東松山市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

子育て支援課長 (報告第2号について説明)

教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。本件につきまして、何か質疑はございますか。

教育長 ないようですので、以上で報告第2号を終了します。

教育長 次に、報告第3号「東松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

保育課長 (報告第3号について説明)

教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。本件につきまして、何か質疑はございますか。

教育長 ないようですので、以上で報告第3号を終了します。

教育長 次に、報告第4号「学校給食調理業務等の委託等について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

学校給食センター所長 (報告第4号について説明)

教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。本件につきまして、何か質疑はございますか。

稲垣職務代理 1点目は、履行保証人の設定についての具体的な説明をお願いします。

2点目は、市の行事への協力は、どのようなことを求めているのか教えてください。

学校給食センター所長 1点目の履行保証人につきましては、委託した業者が倒産した場合に対策を立てる必要がありますので、スムーズに引き継ぐことができるよう仕様書に明記したいと考えております。

2点目の市の行事への協力につきまして、日本スリーデーマーチの3日目に正規調理員が豚汁を提供しておりますが、委託後も引き続き協力をお願いしたいため表記しております。

利根川委員 プロポーザル方式を検討するとのことですが、何者くらいの申請が見込まれますか。

学校給食センター所長 現時点で4者に説明を聞きに来ていただいております。

教育長 他にございますか。ないようですので、以上で報告第4号を終了します。

教育長 次に、報告第5号「東松山市指定文化財の指定解除について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

埋蔵文化財センター所長 (報告第5号について説明)

教育長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。本件につきまして、何か質疑はございますか。

教育長 ないようですので、以上で報告第5号を終了します。

日程第4 教育長報告

教育長 教育長報告に移ります。まず、私の方から報告を申し上げまして、次に学校教育部長・生涯学習部長・子ども家庭部長以下で引き続き報

告をさせていただきます。

◎主な行事日程について説明

学校教育部長 ◎学校プールの在り方検討報告書について
◎令和6年第1回市議会定例会の日程について

生涯学習部長 特にございません。

子ども家庭部長 特にございません。

教育長 報告は終わりました。ただ今の件について、何かございますか。

教育長 その他に、委員の皆様からは何かございますか。

寺田委員 学校部活動の地域移行についてですが、先日行われた市町村教育員会研究協議会及び埼玉県の新たな地域クラブ活動実証事業の地域ミーティングへ参加し、部活動の地域移行に関する様々な情報が入ってきています。情報交換ができる機会がありましたらお願いしたいと思います。

教育長 ご意見を伺いながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

稲垣職務代理 卒業式などで、国歌斉唱をするときに壇上に国旗を掲げることや、来賓の席の配置、来賓に対する校長の立ち居振る舞いなど、確認を要する点があると思います。教育委員会から管理職へ伝達することにより、安心して儀式を迎えられると思います。

教育長 他にございますか。ないようですので、以上で教育長の報告を終わります。

日程第5 会議録署名人の選任

教育長 続きまして、会議録署名人の選任ですが、本日の会議録署名については、田中委員にお願いいたします。

日程第6 閉会

教育長 以上で、本日の東松山市教育委員会会議を終了いたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月25日

教 育 長 吉 澤 勲

委 員 田 中 純 一

書 記 若 松 春 良